

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長・建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(安-2023-18)
令和5年7月18日

関西支店 安全環境部長

新規入職者に対する必要な措置について(再指示)

先日、当社作業所で熱中症による死亡災害が発生しました。

被災者は、建物内の免震階で、朝から免震装置の養生撤去作業を行っていました。午後になって足が痛んだため休憩をとりながら作業をしていましたが、15時の休憩後は作業をすることができずに休憩していました。終礼後に仮囲いの出口付近で座り込んでいるところを同僚に発見され、17時20分頃に当社に連絡があったため病院につれていきましたが翌日夕方に亡くなったものです。事後の調査では、雇入時の健康診断が適切に行われていなかったことが判明しました。

当社では、過去にも熱中症による死亡災害が発生し、別添の「示達本(安環安)16-04」により新規入職者に対する指導の徹底を指示しています。

つきましては、同種災害を防止するため、作業所関係者に下記事項を再徹底するよう改めて指示します。

記

1. 熱中症になりやすい季節の体調不良者については、些細な体調の変化であっても速やかに報告させ、受診させること。
2. 新規入職者の就業に当たっての措置として、送出し教育教本『現場でケガをしないために』等を活用した雇入時の安全衛生教育を確実に行うこと。(安衛法第59条第1項)
3. 事業者は、新規入職者に雇入時の健康診断を受診させ、必要に応じ医師等からの意見の聴取及びそれらに基づく措置を講じること。また、健康診断を受け三月を経過しない者を雇い入れた場合は、その結果を入手し、それに基づく必要な措置を講じること。(安衛法第66条、第66条の4、第66条の5、及び安衛則第43条)
4. 事業者責任の行為者として、職長に新規入職者の健康診断に基づいた適正配置等、必要な措置を講じさせること。(安衛法第65条の3)

※この事務連絡は、示達本(安環安)23-05 (令和5年7月14日)安全環境本部発行に基づき作成しました。

以上

(配布先)
関係部門長・支店長
(写) 部門安全管理総括責任者
部門安全環境部長

示達本(安環安)16-04
平成28年9月23日

安全環境本部長



新規入職者に対する必要な措置について(指示)

先日、当社作業所で熱中症による死亡災害が発生しました。

被災者は、建物屋根上の断熱防水ウレタン吹付作業の相番作業員として、車両の養生や清掃等の補助作業をし、作業終了後、近くの宿舎に戻ったところで意識を失い、救急搬送された病院で翌日死亡が確認されました。

調査の結果、被災者は建設業に入職して間もなく、暑熱環境に慣れた状態でないことがわかりました。雇用事業者は雇入時の健康診断結果を確認しておらず、健康状態に基づく適正配置や作業上の配慮が十分でなかったことも考えられます。また、職長を含めて被災者の同僚は、新規入職者であることを認識していましたが、その体調の変化をとらえることはできませんでした。

新規入職者については、その経験に応じた適正配置や安全指導のみならず、健康管理状況等衛生面に関する配慮、指導も必要となります。

つきましては、今後増加が予想される新規入職者について、安全衛生協議会、特別安全協議会等を通じ、取引業者に対して下記事項の指導を徹底するよう指示します。

記

1. 新規入職者の就業に当たっての措置として、送出し教育教本『現場でケガをしないために』等を活用した雇入時の安全衛生教育を確実に行うこと。(安衛法第59条第1項)
2. 新規入職者に雇入時の健康診断を受診させ、必要に応じ医師等からの意見の聴取及びそれらに基づく措置を講じること。また、健康診断を受け三月を経過しない者を雇い入れた場合は、その結果を入手し、それに基づく必要な措置を講じること。(安衛法第66条、第66条の4、第66条の5、及び安衛則第43条)
3. 事業者責任の行為者として、職長に新規入職者の健康診断に基づいた適正配置等、必要な措置を講じさせること。(安衛法第65条の3)

以上

労働安全衛生法

第六章 労働者の就業に当たつての措置

（安全衛生教育）

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。（以下、略）

第七章 健康の保持増進のための措置

（作業の管理）

第六十五条の三 事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。

（健康診断）

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、**医師による健康診断**（第六十六条の十第一項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。（以下、略）

（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）

第六十六条の四 事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、**医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。**

（健康診断実施後の措置）

第六十六条の五 事業者は、前条の規定による**医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。**（以下、略）

労働安全衛生規則

第六章 健康の保持増進のための措置

第一節の二 健康診断

(雇入時の健康診断)

第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力(千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。次条第一項第三号において同じ。)の検査
- 四 胸部エックス線検査
- 五 血圧の測定
- 六 血色素量及び赤血球数の検査(次条第一項第六号において「貧血検査」という。)
- 七 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマ-グルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)の検査(次条第一項第七号において「肝機能検査」という。)
- 八 低比重リポ蛋(たん)白コレステロール(LDL コレステロール)、高比重リポ蛋(たん)白コレステロール(HDL コレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査(次条第一項第八号において「血中脂質検査」という。)
- 九 血糖検査
- 十 尿中の糖及び蛋(たん)白の有無の検査(次条第一項第十号において「尿検査」という。)
- 十一 心電図検査